

# 令和6年度 昭和村立大河原小学校「いじめ防止基本方針」

## 1 いじめ防止基本方針

### ●学校教育目標

高い知性、調和のとれた豊かな人間性と社会性、たくましい意志と創造力をもった心身ともに健康な児童の育成を図る。

### ●具体目標・目指す生徒像

- 進んで学習する子 …… 自ら考え進んで勉強する子
- 思いやりのある子 …… 相手の気持ちになって考え、助け合う子
- たくましい子 …… 心身ともに健康でねばり強くやりぬく子

### ●本年度の重点目標

**みんなの笑顔が輝く、学び愛・助け愛・ありがとうのあふれる大河原小学校の創造**

## <いじめの定義>

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。  
[いじめ防止対策推進法第2条]

## <基本理念>

いじめは「どの学校・どの学級でも起こりうるもの」「どの子も被害者にも加害者にもなりうるもの」また、新型コロナウイルス感染症の拡大により児童の心が不安定になっているという基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で様々な活動に意欲的に取り組み一人一人の個性や能力を十分に伸ばすことができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

何より学校は児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で安心・安全に生活できる場でなくてはならないものであり、児童一人一人が大切にされているという実感を持つとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいかなければならない。

こうした中、児童が自己肯定感や自己有用感を育み仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進めるため、本校では家庭や地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、いじめ防止基本方針を定める。

## 2 いじめ防止対策のための組織

「いじめ防止委員会」を設置し、些細ないじめの兆候や懸念、児童からの訴えを特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。

- (1) 構成員 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭  
(スクールカウンセラー、巡回指導員 等必要に応じて招集)

## (2) 主な役割

- ①「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ②教職員への共通理解と意識啓発
- ③児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
- ④いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

## 3 いじめの未然防止に向けた取組

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの未然防止に取り組む。

### (1) 児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

#### ①授業において

- ・基礎・基本の定着を図り、一人一人を大切にしながら分かる授業、できる授業を実践するとともに、個別指導や朝学習の充実に向けた取組を行う。
- ・I C Tを有効に活用したグループによる学び合いを通して、児童同士の関わり合いや認め合いを大切にしながら、楽しく分かりやすい授業を実現する。

#### ②居場所づくりにおいて

- ・学び合い、助け合いの場の一層の充実、すべての児童に責任ある役割を持たせる学級活動を推進していく。

### (2) 学校の教育活動全体を通じ、児童の自己有用感を高められる機会を充実させる。

- ①異学年交流(大河原小カップ)や縦割り活動(集団登下校や縦割り清掃)の拡充に取り組んでいく。
- ②自分自身の振り返りや将来の自分像を考えさせるとともに、お互いを認め合う場を設定する。

### (3) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育や道徳教育の充実を図り、読書活動や体験活動を推進していく。

- ①道徳教育と人権教育の充実を図る。
- ②朝読書や読み聞かせ等を通して心を育む読書活動を推進していく。
- ③初代の方、二代目の方、三代目の方等地域の人との連携を図りながら、地域を知るとともに地域における自分の存在を確認できる、総合的な学習に取り組んでいく。

### (4) いじめ(インターネット等によるいじめを含む)について、校内研修やP T A活動で積極的に取り上げ共通理解を図るとともに、児童に対する啓発学習を推進する。

- ①児童理解や指導方法の研修に取り組む。
- ②人権教育の研修に励み、一人一人を大切にする教育を推進していく。
- ③学校・学年だより等の充実を図り、学校・学級と保護者の協力体制をつくる。
- ④情報モラル講習会を実施し、児童の情報モラルを育む。

### (5) 学校、P T A、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取り組みを推進する。

- ①地域や教育委員会と連携した「さわやか声かけ」運動を推進していく。
- ②子ども教室及び学童クラブとの連携を進めていく。
- ③民生児童委員、補導推進委員、駐在所長、学警連等との連携を図る。

### (6) 新型コロナウイルス感染症に関する適切な理解を促す指導を継続する。

- ①保健主事、養護教諭を中心に、保健便りや健康委員の活動などを通して、適宜、児童が新型コロナウイルス感染症について正しく理解できるようにする。
- ②保健主事、養護教諭を中心に、学活や道徳、保健体育の学習など、意図的・計画的に新型コロナウイルス感染症の理解を深める学習活動を取り入れていく。

## 4 いじめの早期発見に向けた取組

日頃からの児童の見守りや児童との信頼関係の構築に努め、児童の示す小さな変化を見逃さないように全職員でアンテナを高く保つ。

- (1) 日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る。
  - ①いじめを見逃さないよう、授業や休み時間等における児童の様子を観察する。
  - ②日記や連絡帳にしっかり目を通し、家庭訪問や個人面談等からの情報を見逃さない。
  - ③教師自らあいさつや声かけを行う一声運動を推進していく。
  - ④児童の変化や保護者の意見・要望など、報告・連絡・相談を徹底するとともに、週案簿等に記録し指導・支援に役立てる。
- (2) 毎月行うアンケートやチャンス相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。
  - ①毎月25日ごろに学校生活アンケートを実施し、児童の様子や変化を捉える。
  - ②気になる児童とのチャンス相談や個人面談を実施し、児童の気持ちや思いを把握する。
  - ③教育相談を充実させ、保護者との信頼関係を築いていく。
- (3) 職員会議や校内研修、朝の打合せにおいて、些細なできごとであってもいじめに結び付きそうな事項は話題に出すなど、全職員による報連相、情報の共有を徹底する。
- (4) 児童及び保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
  - ①学級担任だけが問題を抱え込むことのないよう、担任及び対象の児童を組織的に支援する。
  - ②生徒指導委員会やスクールカウンセラー、巡回相談員と連携を図りながら、組織で対応できる体制をつくる。

## 5 いじめの早期解消に向けた取組

- (1) いじめの通報・発見があった時
  - ①いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに管理職へ報告・連絡・相談し事実の確認を行う。
  - ②いじめの事実が確認された場合は、速やかにいじめ防止委員会を開き早期解消に向け協議する。
  - ③犯罪行為として取り扱うべき事案については、教育委員会及び警察等と連携して対処する。
- (2) いじめを受けた児童及びその保護者への支援
  - ①児童に対して
    - ・事実確認をしっかりと行う。
    - ・「最後まで守り抜くこと」、「秘密は守ること」を伝え、心の安定を図る。
    - ・必ず解決できるという希望が持てるように指導する。
  - ②保護者に対して
    - ・発見したその日のうちに、事実関係について保護者への確に報告する。
    - ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
    - ・家庭で児童の変化に注意してもらうとともに、継続して家庭と連携しながら解決に向かって取り組んでいくことを伝える。
- (3) 加害児童及びその保護者への対応
  - ①児童に対して
    - ・確実な事実確認のもとに児童の気持ちをしっかりと聞き、児童の背景にあるものを探る。
    - ・いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させるよう指導する。

## ②保護者に対して

- ・ 正確な事実関係を確認した上で、事実関係についての的確に説明し、いじめられた児童や保護者のつらい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示すとともに、事の重大さを確認した上で家庭での指導を依頼する。
- ・ 家庭で児童の変化に注意してもらうとともに、継続して家庭と連携をしながら解決に向かって取り組んでいくことを伝える。

## (4) 集団への働きかけ及び事後指導

- ① すべての児童が集団の一員として互いを尊重し認め合う人間関係が構築できるような集団づくりに努める。特に、いじめを知っていた児童に対しては自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできなくても誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- ② いじめを受けた児童が安心して教育を受けるために必要がある場合は、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室において学習を行わせる等の措置を講ずる。
- ③ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講ずる。
- ④ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

## 6 重大事態への対応

### (1) 調査組織の設置と調査の実施

いじめにより当該児童の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時やいじめにより当該児童が「相当の期間（年間30日を目安とする）」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時、重大事態への対処や発生防止に資するため、昭和村教育委員会と協議の上、適切な方法により重大事案に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

＜重大事案と想定されるケース＞

- 児童が自殺を図った場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合等

＜組織の構成＞

- 弁護士 ○精神科医 ○学識経験者 ○心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者
- ※当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）

### (2) 重大事態の報告

当該調査に係る重大事態の事実関係、その他の必要な情報等について、速やかに昭和村教育委員会を通じて昭和村長へ報告する。

### (3) 外部機関との連携

重大事案に係る事実関係の調査、及び事後対応、発生防止等については、必要に応じて昭和村教育委員会、沼田警察署、中央児童相談所、利根教育事務所の「いじめ解決支援チーム」と連携を図りながら進めていく。

## 7 いじめ防止に関する年間計画

月	具体的な取組内容	取組上の留意点	継続的な取組
4月	○いじめ防止等対策推進計画立案 ○いじめ防止ポスターの掲示 ○新入生歓迎会	・全ての教職員が学校基本方針を共通理解する。	・アンケート ・さわやか声かけ
5月	《春の「いじめ防止強化月間」群馬県》 ○生徒指導・いじめ委員会		・アンケート ・さわやか声かけ
6月	○生徒指導委員会 ○いじめ防止アンケート	・いじめ防止・情報モラルアンケートを通して、いじめ問題は自分たちの問題であることを意識させる。	・いじめ防止アンケート ・さわやか声かけ
7月	【校内いじめ防止強化月間】 ○生徒指導委員会 ○いじめ防止集会 ○大河原小カップ①（縦割り活動） ○縦割り清掃		・アンケート ・さわやか声かけ
8月	○1学期の振り返りと今後の取組についての検討	・学校評価の結果を基に、取組全体の見直しや今後の取組について検討を行う。	
9月	○生徒指導委員会 ○大河原小カップ②（縦割り活動）		・アンケート ・さわやか声かけ
10月	○生徒指導委員会 ○大河原小カップ③（縦割り活動）		・アンケート ・さわやか声かけ
11月	○生徒指導委員会 ○教育相談週間 ○大河原小カップ④（縦割り活動）		・アンケート ・さわやか声かけ
12月	《冬の「いじめ防止強化月間」群馬県》 【校内人権週間・いじめ防止強化月間】 ○縦割り清掃 ○いじめ防止集会 ○人権標語作成 ○人権講話 ○人権に関する道徳授業	・人権、いじめ防止に関する取り組みの中で、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようにする。	・いじめ防止アンケート ・さわやか声かけ
1月	○生徒指導委員会 ○いじめ防止子ども会議参加 ○大河原小カップ⑤（縦割り活動）	・学校評価の結果を基に今後の取組について検討を行い、今後の計画を修正する。	・アンケート ・さわやか声かけ
2月	○生徒指導委員会 ○大河原小カップ⑥（縦割り活動）		・アンケート ・さわやか声かけ
3月	○生徒指導委員会 ○縦割り清掃 ○6年生を送る会 ○いじめ防止等対策推進計画の修正・改善 ○大河原小カップ（縦割り活動）の振り返り	・今年度の活動を振り返り、次年度に向けての取組について考えられるようにする。	・アンケート ・さわやか声かけ